

教育専門員に関する「よくある質問」Q&A

【教育専門員を講師等として要請するには】

Q 1 : 教育専門員を講師や助言者等として要請するには、どのような手続きが必要になりますか。

A : 要請を希望する関係機関から、教育専門員の所属校の校長に、直接連絡の上、必要な手続きを御相談ください。

Q 2 : どのような研修会等に、教育専門員を要請することができますか。

A : 特に、規定はありません。

ただし、教育専門員の所属校の校長が承認することが前提となります。

例としては、教育事務所や市町村教育委員会の研修会、各学校の校内研修及び教育研究会などの任意団体の発表会などが考えられます。

Q 3 : 教育専門員一人につき、講師や助言者等として要請できる回数に制限がありますか。

A : 特に、制限はありません。

要請の受諾の有無、教育専門員の派遣回数等については、教育専門員の所属校の校長に御判断いただくこととなります。

Q 4 : 教育専門員の出張に係る旅費は、どこが支払うこととなりますか。

A : 教育専門員の所属校の校長と、要請を希望する関係機関との間で御相談ください。

本制度は、あくまでも教育専門員にふさわしい人材を認定、公表することを目的としていますので、教育専門員の旅費についての予算措置は行っていません。